

広報板に掲示を希望する方へ

令和6年4月22日現在

催し物のお知らせなど、町民団体の掲示物を、町の広報板に掲示することができます。
次のことを守って広報板をご利用ください。

■広報板使用の条件

葉山町か葉山町教育委員会の共催または後援の承認をうけていること

※共催・後援は申請から承認（不承認）まで1～2週間程度かかります

■ポスター（掲示物）について

○町主催の掲示物を優先します

○枚数：55枚（予備含む） / サイズ：A4・縦（原則）

○掲示する面に問合せ先（電話番号推奨、QRコードのみは不可）を必ず明記すること

○掲示する面に葉山町・葉山町教育委員会の共催・後援の記載をすること

○営利目的・政治的・宗教的な内容のものは掲示できません

○同じ内容のものは年度内に1回までです（原則）

○年度内に掲示できるポスターは2枚までです（原則）

※ただし、活動拠点が葉山町内であり、かつ活動の代表者が町内に居住する場合は年度内に6枚まで使用できます

○掲示物をスキャンしたものを町のホームページにも掲載します（トップページ中部、広報の右隣、「広報版」）（週ごとに掲示しているもの全てを1つのPDFにします）

※掲載したくない場合、掲示物を政策課に提出する際ご連絡ください

■掲示の方法

○掲示したい週の月曜日の正午までに、上記条件を満たした掲示物を役場2階政策課にお持ちください（町か教育委員会の後援承認通知書の写し等をご提示ください）

※月曜日が祝日の場合は掲示したい週の前週の金曜日の正午締切りとなります

※掲示スペースに限りがあるので、受付期間内でも先着順とします。予約はできません。

掲示物のご用意ができ次第、早めにお持ちください。

○政策課で許可印を押し、原則2週間掲示します（水曜日から水曜日の午前中）

※掲示位置については、ご要望には添えないこともあります。予めご了解のうえ、ご協力をお願いいたします。

問合せ 葉山町政策財政部政策課 ☎046-876-1111（代）内線333、334